

マチナカ・プレイゾーン設置運營業務委託仕様書

1 業務名

マチナカ・プレイゾーン設置運營業務（以下「本業務」という。）

2 業務の目的

令和8年2月に供用を開始したMUCCセメント交流ひろばにて、市内小学校の夏季休暇期間に大型ウォータープールの設置を行うことにより、中心市街地のにぎわい創出を図るとともに市制施行105周年を記念することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和8年9月16日（水）まで

- ① 準備等期間 契約締結日～令和8年7月31日（金）まで
- ② プール運営期間 令和8年8月1日（土）～令和8年8月16日（日）
- ③ 撤去等期間 令和8年8月17日（月）～令和8年9月16日（水）
※ひろばの現状復帰は令和8年9月5日（土）までに完了すること。

4 業務内容

(1) プール利用条件など

下記①、②のプールを設置・運営する。

①大型プール（オクトパスビッグウォーターパーク又は同等規格のプール）

対象者：3歳以上小学生以下（未就学児は保護者の付き添い必須）

②乳幼児向けプール（直径7m円形プール）

対象者：3歳未満（保護者の付き添い必須）

ア．営業時間：10:30～12:00、13:30～15:00、15:30～17:00

定員：各クール最大80名

※1日あたり3クール、1クールあたり1時間半を必須とするが、開場時間・閉場時間については、市と協議のうえ変更も可能とする。また当日の天候等を考慮し、開場時間の繰り下げ、閉場時間の繰り上げ、営業の停止等の臨時措置を行う場合があるが、これらの措置にも柔軟かつ迅速に対応できること。

イ．利用料金（予定）：1人あたり500円（付き添いの保護者は無料）

なお利用料金の収入は、全て市の歳入とする。

ウ．営業期間：令和8年8月1日（土）から令和8年8月16日（日）まで

ただし、水曜日は定休日とする。

(2) 仮設更衣室の設置

プール利用者用の仮設の更衣室を設置すること。なお更衣室の規格等は市と協議のうえ

決定することとする。

(3) プール利用者の安全確保に関する業務

下記の業務・措置を行うこと。

- ア. プール内での水難事故を防止するための利用者への案内業務
- イ. プールサイドでの危険行為者への注意
- ウ. プールを適切に利用していただくための利用者への案内業務
- エ. 巡回、目視等によるプール利用者の安全確認業務
- オ. 違法・不法行為者に対する適切な措置（盗撮等の未然防止策を含む）
- カ. プールの設置及び運営に関して、利用者等のトラブルへの対応

(4) 事故及び負傷者等が発生した場合の適切な処置業務

下記の業務・措置を行うこと。

- ア. 救急車の手配及び事故者の搬送又は補助業務
 - イ. 救護室への搬送及び事故者の搬送又は補助業務
 - ウ. 緊急時のAED対応等の心肺蘇生行為
 - エ. 水難事故や負傷事故への応急手当業務
 - オ. イベント保険への加入等、適切な賠償対応
- ※プール運営期間中、救護室として市民交流棟多目的室Aを使用可能。
※AEDやその他の緊急時対応用品は受注者の負担（事業費）にて用意すること。

(5) プールの維持管理業務

下記の業務・措置を行うこと。

- ア. プールの水質保全のための必要な業務
- イ. 利用者の入場前及び退出後に場内点検
- ウ. プール表面の落ち葉等のゴミ清掃

(6) にぎわい創出に関する業務

プール営業日にMUC Cセメント交流ひろば内にて、来街者の利便性向上及びにぎわい創出に向けた取組を行うこと。

※(3)～(6)の業務において、異常事態を確認した場合は、事態拡大防止のため必要な措置を速やかに実施するとともに、市に遅延なく報告すること

5 業務完了報告時の提出書類（令和8年9月16日（水）期限）

以下の書類を提出すること。

(1) 実績報告書（以下の事項を記載又は添付したもの）

- ア 業務の実施期間、実施報告（プール設置・撤去作業状況写真、プール営業時の写真等を含む）、トラブル等の対応記録
- イ 業務に要した事業費
- ウ 情報発信に関する報告
- エ プール利用者数及び利用料金に関する報告

(2) 収支清算報告書

(3) 委託業務完了届

6 業務の適切な実施に関する事項

再委託の禁止

受託者は、本業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、効果の飛躍的な向上が認められるときは、業務の一部について、受託者があらかじめ市の承認を受けた場合は、第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

7 履行方法

- (1) 受託者は、本業務の履行に関し担当者を1人以上定め、市に報告すること。
- (2) 受託者は、業務を実施するにあたり市と十分な調整を行うこと。
- (3) 本業務を円滑に遂行するため、市は受託者に業務の進捗状況について定期的に報告を受けるほか、随時報告を求めることができる。
- (4) 市は、本業務の履行に関し監督者（本業務の市の窓口として中心を担う者）を1人定め、受託者に報告する。

8 事業費の上限

13,310,000円（消費税及び地方消費税額相当額を含む。）

9 その他

- ・MUCCセメント交流ひろばのレイアウト及び使用可能な電源、水道設備については、別紙のとおり。
- ・プール運営に係る水道料金、電気料金は市が負担する（事業費に含まない）ものとする。
- ・この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じ市と受託者が協議のうえ定めるものとする。